７重高監第10号

監　査　公　表

令和５年度包括外部監査の結果に基づき，又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市長からあったので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第６項の規定により，次のとおり公表する。

令和７年５月30日

高知市監査委員　細　川　哲　也
高知市監査委員　金　子　　努
高知市監査委員　長　尾　和　明
高知市監査委員　浜　口　佳寿子

令和５年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況は，下記のとおりである。

記

指摘事項等	措置状況
行政改革推進課 第２　監査の結果（共通） ３　監査の結果 (3)　指定管理者選定手続の運用の公表について 上記のとおり，本市は，指定管理者の選定手続の原則的運用を定めた「高知市指定管理者選定手続ガイドライン」を策定しているものの，これは指定管理者制度を所管する行政管理部門たる本市行政改革推進課が，施設所管課向けに策定したものであるため，本市ウェブサイト等で広く市民に公開することはなされていない。 この点，本ガイドラインには，指定管理者の選定における公募・非公募（指名）の区別，非公募（指名）とできる場合の基準，指定管理者の必須応募要件（指定管理者が法人その他の団体であること，本市に「本社，本店，支店又は営業所等」を設置していること，本市議会議員や本市市長が実質的に経営に関与している団体でないこと等の資格要件），公募による選定基準等が記載されており，指定管理者への応募を検討している企業・団体等にとって関心が高く，また，市民が指定管	行政改革推進課 第２　監査の結果（共通） ３　監査の結果 (3)　指定管理者選定手続の運用の公表について 御意見を踏まえ，令和６年６月に「高知市指定管理者選定手続ガイドライン」を高知市ホームページで公開いたしました。

理者制度の運用を検証する上でも重要な資料であると考えられる。 　本市においては，今一度，「高知市指定管理者選定手続ガイドライン」の記載内容を検討・整理した上で，かかる指定管理者の選定手続の運用について定めたガイドラインを，ウェブサイト等で広く市民に公開することを検討することが望ましい。	
民権・文化財課 第３　監査の結果（各施設） ２　高知市立自由民権記念館 (6)　監査の結果 ア　備品の管理について (ｱ)　記念館における指定管理者の備品の管理業務については，維持管理業務基準によって，以下のとおり定められている。 a　指定管理者は，教育委員会が所有する備品について，高知市物品会計規則（平成８年規則第 31 号）に基づき適切に管理すること ・　教育委員会から貸与された備品は，指定管理者において物品管理台帳等で管理し，毎年１回以上現品の突合を行い，教育委員会に報告すること b　指定管理者が指定期間中に購入した物品の所有権は，指定管理者が有するものとするが，事前に教育委員会と指定管理者が協議のうえ，双方が合意したものについては，指定管理者が購入した備品を教育委員会の所有とし，指定管理者が管理する場合があること c　指定管理者は，備品管理台帳を備え，新たに備品を取得した場合には，教育委員会に報告すること d　記念館の展示資料及び収蔵資料，研究図書等については，教育委員会が管理すること	民権・文化財課 第３　監査の結果（各施設） ２　高知市立自由民権記念館 (6)　監査の結果 ア　備品の管理について (ｱ)及び(ｲ) 　記念館内の本市と指定管理者が共同管理している部分にあり，かつ，本市の物品台帳から除外されているものについて，一覧を作成し，現指定管理者と情報の共有化を図ることといたしました。なお，指定期間中に，施設の維持管理業務に伴い不用となった物品については，協議を行い，指定管理者において処分することを共通の認識といたしました。 　また，御指摘を踏まえ，指定管理者に対して，維持管理業務基準に基づき年１回の突合作業を行うように指導を行うとともに，必要となる物品台帳を渡しております。

ここで，高知市物品会計規則による備品管理の定めについては，以下のとおりである。 ・　物品管理者（所管課）は，所管する備品を整理するとともに，備品には１品ごとに備品整理標識，金属板，焼印，彫刻その他品質にかなった方法により，品名，役所名又は課等の名称等を標示しなければならない（「高知市物品会計規則」第34条） この点，現地調査によれば，記念館は平成 28 年４月１日から，現在の指定管理者への変更があったところ，従前の指定管理者が所有していたと思われる備品及び本市の備品整理標識が貼付されているものの本市の物品管理台帳に記載のない備品が散見された。 これらの備品については，指定管理者が新たに指定された際に，物品の内容，種類や数，所有権の所在について本市に正確に引き継ぎがなされておらず，現在の指定管理者にとって，指定期間中の処分の可否及び指定期間が終了した時点での処分方法等が明らかでない。 ゆえに本市は，再度記念館内にある本市所有の備品（本市の備品管理台帳から除外されているものも含む。）の内容，種類，数量等を今一度確認の上，それらの所有権の所在について指定管理者と協議し，指定管理業務の円滑な運営に支障がないよう，放置された備品等の処分方法を検討するべきである。 また，新たな指定管理者が指定された場合に備えて，備品等については，指定期間中に，本市と指定管理者が協議の上，所有権の帰属について共通認識を持ち，リストを作成しておくなど，新たな指定管理者に確実に引き継	

ぐことができるよう対処しておくことが望ましい。 (ｲ) 維持管理業務基準は，「記念館の展示資料及び収蔵資料，研究図書等については，教育委員会が管理する。」（「維持管理業務基準」２頁）と定めており，本市は，それらが所在する２階部分の備品については，指定管理の範囲外という整理をしていることから，指定管理者に２階部分の備品管理台帳を渡していない。 もっとも，展示資料及び収蔵資料，研究図書の管理以外の，記念館の２階部分の施設，設備及び備品等の維持管理は指定管理の範囲内であり，実際にも，記念館２階部分には，ベンチ，プロジェクター，スピーカー等の備品が存在しており，これらの管理義務は指定管理者が負担するものと考えられる。 また，上記のとおり，施設及び設備の維持管理業務基準上，「教育委員会から貸与された備品は，指定管理者において物品管理台帳等で管理し，毎年１回以上現品の突合を行い，教育委員会に報告すること」となっているものの，指定管理者の側では，突合作業は実施していない（２階部分については，本市の備品管理台帳を指定管理者が有していないため，そもそも突合はできない。）。 ゆえに本市は，維持管理業務基準に従って，指定管理者が年１回の突合作業を確実に行うよう指導するべきであるし，突合作業に必要となる備品台帳については，記念館２階部分も合わせて，全て指定管理者側に渡すことが適当である。	
民権・文化財課 第３　監査の結果（各施設） ２　高知市立自由民権記念館 (6)　監査の結果 イ　修繕業務について	民権・文化財課 第３　監査の結果（各施設） ２　高知市立自由民権記念館 (6)　監査の結果 イ　修繕業務について

維持管理業務基準には，修繕義務に関しては，修繕の費用負担として，「施設及び設備等が破損・消耗した場合は，原則１件50 万円未満の修繕等は，指定管理者が負担すること。１件 50 万円以上の修繕費が見込まれる場合は，教育委員会と協議すること。」との記載があるのみである（「維持管理業務基準」３頁）。 他方，基本協定書の別紙となる指定管理者の事業計画書においては，修繕に関する考え方として，「現在，長期維持，修繕計画等がないため，施設や備品がどの程度劣化しているか不明である。今後の展開を考えると「長期修繕計画」が必要であるため，初年度は，維持管理計画に基づき，点検等の実施結果による評価結果や整備状況を把握し，次年度に向けた「長期修繕計画」を教育委員会と協議の上作成する（「基本協定書」第８条，「事業計画書」13 頁）」との記載がある。 しかるに，現在の指定管理者が指定された平成 28 年４月１日以降に限っても，かかる長期修繕計画は作成されておらず，指定管理者は，修繕が必要となる都度，修繕工事を行っているような状況である。 現状では，指定管理者が指摘するとおり，施設や備品がどの程度劣化しているか不明であり，指定管理者が，指定期間においてどのような種類の修繕がどの程度発生するか予想することが困難である。 施設及び設備の修繕の規模及び内容については，指定管理者の修繕計画及び事業収支に大きく影響することから，本市は，修繕計画については指定管理者を指定する前の段階で作成し，指定管理者を募集することが理想的であるし，仮に修繕計画の作成の着手が，指定管理者が指定された後になった場合でも，指定管理者と協議の上，早期に作成し，指定管理者と共有することが望ましい。	施設及び設備の不具合箇所等（以下「要対処箇所」という。）について，一覧を作成し，指定管理者と共有することとし，要対処箇所に加え，経過観察箇所についても共有し，不具合状況に合わせて，順次対応する体制づくりを図っております。 なお，指定管理に係るリスク分担に基づき，施設及び設備等の修繕を行うこととしており，施設保全計画等に基づき実施する大規模修繕や大型設備機器更新は本市の役割であるとの認識を指定管理者と共有しております。
観光企画課 第３　監査の結果（各施設） ３　高知よさこい情報交流館	観光企画課 第３　監査の結果（各施設） ３　高知よさこい情報交流館

(6)　監査の結果 ア　自主事業実施の際の手続について 基本協定書によれば，指定管理者の自主事業については，市に業務計画書を提出した上で，事前に市の承認を得ることとなっている（「基本協定書」第12条）。 この点，ヒアリングによれば，本市は，年度協定書に定める指定管理事業も含めた「○年度事業計画書」の提出をもって，自主事業に係る「業務計画書」の提出があったものとして整理しているとのことである。 しかしながら，年度協定書は，指定管理事業も含めた全体の指定管理事業の大枠を合意したものであり，自主事業のみを取り出して，本市がその内容を確認し，施設の設置目的に合致したものか，指定管理事業の支障とならないか等を厳密に検討した上で合意することを予定していない。 自主事業としての業務計画書の提出と，それに対する本市の承認を別条項として規定した基本協定書の建付けからすれば，自主事業としての業務計画書は，年度協定書の要請する事業計画書とは別途独立のものと考えるべきである。 実際にも，他の指定管理者制度導入施設においては，別途自主事業の業務計画書を提出し承認を受けているものが大半である。 本市においては，指定管理者をして，年度協定書に添付する全体の事業計画書とは別に，自主事業については個別に，実施場所，実施時期，実施目的，実施内容及び収支等を記載した業務計画書を提出させ，市の承認を得させるべきである。	(6)　監査の結果 ア　自主事業実施の際の手続について 自主事業の実施につきましては，御指摘を踏まえ，指定管理者に対して基本協定書第 12 条に基づく市の事前承認を受けるように指導し，令和６年度からは自主事業に係る業務計画書の提出を受け，承認しております。 また，自主事業の実施内容等に変更が生じる場合は，改めて業務計画書を提出し，市の事前承認を受けるように指導しております。
観光企画課 第３　監査の結果（各施設） ３　高知よさこい情報交流館 (6)　監査の結果 イ　目的外使用許可について 現地調査によれば，情報交流館内に，高知よさこい情報会館及びよさこい祭りの	観光企画課 第３　監査の結果（各施設） ３　高知よさこい情報交流館 (6)　監査の結果 イ　目的外使用許可について 高知よさこい情報交流館は本市所有の施設ではなく，施設所有者である西日本電信電話株式会社（以下本項において

各チームのバッチを販売する自動販売機の設置が確認された。 本自動販売機は，社会福祉法人小高坂更生センターが設置したものであり，物品の納入から料金の回収まで全て同法人が管理している。 この点，指定管理者のヒアリングによれば，本自動販売機の設置及び運用は，自主事業の一環として整理しているとのことであったが，上記の自主事業としての業務計画書は提出されていない。 一般的に自動販売機の設置等は指定管理業務には直接関係ないものとして，本市の目的外使用許可が必要なものである（法第238条の４第７項，「基本協定書様式」第31条参照）。 本市においては，本自動販売機の設置につき，目的外使用許可の要否につき今一度検討の上，対応されたい。	「甲」という。）と施設管理者である株式会社ＮＴＴ西日本アセット・プランニング四国支店（以下本項中「乙」という。）が賃貸借契約を締結し，さらに，乙が本市と賃貸借契約を締結し，賃借している物件です。 乙と本市間の賃貸借契約条項第 14 条において，第三者への賃借権の譲渡や転貸等が禁止事項となっており，本市が指定管理者へ転貸借契約の締結が出来ない状況であったため，四者間（甲，乙，指定管理者及び本市）で再転貸に関する覚書を締結することで，転貸承認を得ました。 その上で，指定管理者と本市間で転貸借契約を締結し，併せて指定管理者から転貸借料を徴収することとしました。
観光企画課 第３　監査の結果（各施設） ３　高知よさこい情報交流館 (6)　監査の結果 オ　令和元年度，令和２年度の指定管理料の精算について 本市の指定管理料と実際に管理運営に要した経費との精算に関する考え方によれば，精算条項の記載のない年度協定書を締結している場合，指定管理者は，指定管理料を精算する必要はなく，仮に指定管理料に剰余が生じたとしてもそれを返還する必要はない。 この点，情報交流館における指定管理者と本市との基本協定書及び年度協定書（令和元年度から令和４年度）においては，精算条項は定められていない。 しかるに，実際には，令和元年度に 74 万 4214 円の，令和２年度に 144 万 2408 円の，指定管理料と管理経費の実績額に剰余が生じたため，指定管理者は，本市に対して同額を返還している。 この点，指定管理者制度対応方針によれば，「協定で定めた指定管理料と実際に管	観光企画課 第３　監査の結果（各施設） ３　高知よさこい情報交流館 (6)　監査の結果 オ　令和元年度，令和２年度の指定管理料の精算について 本指定管理業務において，指定管理料と実際に管理運営に要した経費との差額が出た場合の剰余分については，指定管理者制度対応方針により，本市への返還義務はありません。 上記の考えを基に，指定管理者と協議し，今後は剰余分の返還は不要と整理をしました。 なお，令和元年度及び令和２年度に指定管理者から本市へ返還を受けた指定管理料については，本市から指定管理者への返還の義務はなく，その旨について指定管理者と協議の結果，返還はしないものと整理しました。

理運営に要した経費とに差額が生じた場合については，指定管理者の事業評価を行った上で，指定管理者の収益とすることができる」（６頁）とされており，その文言上，剰余額の返還は義務ではなく，あくまで指定管理者の任意の対応に委ねられていると考え，指定管理者が任意にこれを返還したと整理することも不可能ではない。 しかしながら，基本協定書には精算・不精算の条項がなく，指定管理者は，実際に，令和３年度及び令和４年度分については指定管理料に剰余が生じたにも関わらずこれを本市に返還していないことから，単に，本市の説明不足もしくは指定管理者の誤解に基づいて剰余分の返還がなされた可能性も払拭できない。 ゆえに，過年度の剰余分の返還額については，本市から指定管理者への返還の要否も含めて，指定管理料と実際に管理運営に要した経費との差額の取扱いにつき，指定管理者対応方針及び年度協定書における本市の考え方をあらためて整理し，指定管理者に説明した上で，対応を決定するべきである。	
みどり課 第３　監査の結果（各施設） ４　わんぱーくこうち (6)　監査の結果 ウ　修繕計画について 施設及び設備等の修繕義務に関しては，指定管理者の義務として，「日常的及び定期的な施設の点検と補修修繕…を適切に行うこと」，「施設維持管理水準」に従って施設及び設備等の維持管理を行うこと等が仕様書に定められている。 また，「わんぱーくこうち指定管理者に係るリスク分担表」によれば，施設，設備，備品等の損傷，修繕に関して「経年劣化によるもの（大規模なもの）（１件 50 万円以上の場合）は本市の負担」，「経年劣化によるもの（上記以外のもの）（１件 50 万円未満の場合）」は，指定管理者の負担と定められている。	みどり課 第３　監査の結果（各施設） ４　わんぱーくこうち (6)　監査の結果 ウ　修繕計画について 令和６年度から高知市が行う修繕の計画を作成し，指定管理者と共有しております。

しかるに，本市と指定管理者との間で，わんぱーくこうちに関する修繕計画等は共有されておらず，指定管理者は，修繕が必要となる箇所が発生する都度，修繕工事を行い，大規模な修繕工事が必要となる場合には，都度，所管課と協議している。 現状では，指定管理者にとって，施設や備品がどの程度劣化しているか不明であり，指定管理者が，指定期間内において，どのような内容，種類の修繕が，どの程度発生するか予想することは困難である。 施設及び設備の修繕については，修繕の規模及び内容が，指定管理者の修繕計画及び事業収支に大きく影響するため，本市においては，指定管理者を指定する前の段階で修繕計画を作成し，指定管理者を募集することが理想的と考えられるところ，仮に，修繕計画の着手が指定管理者の指定後となった場合であっても，早期に修繕計画を作成の上，指定管理者と共有することが望ましい。	
観光企画課 第３　監査の結果（各施設） ５　高知市桂浜公園 (6)　監査の結果 ア　法人及び個人営業タクシー業者の駐車場に係る利用料金に係る本市の承認について 駐車場に係る利用料金は，指定管理者が，都市公園条例第 12 条の９に規定する使用料の範囲において定めるものとされており（「基本協定書」第 10 条本文），利用料金の決定及び改定については，事前に本市の承認を受けるものとされている（「基本協定書」第 10 条ただし書）。 そして，仕様書においては，法人及び個人営業タクシー業者の駐車場に係る利用料金は，「高知市桂浜公園駐車場タクシー使用料等運用基準」に基づき，１台１日又は１回につき 160 円とすること，本市内で営業を行っている法人及び個人営業タクシー業者を対象に，１年定期の定期駐車券を販売し，その販売価格を１万 4600 円と	観光企画課 第３　監査の結果（各施設） ５　高知市桂浜公園 (6)　監査の結果 ア　法人及び個人営業タクシー業者の駐車場に係る利用料金に係る本市の承認について 法人及び個人営業タクシー業者の駐車場に係る利用料金について，指定管理者から令和６年３月 27 日付けで高知市桂浜公園利用料金変更承認申請書（令和６年３月 29 日適用開始）の提出を受け，令和６年３月 29 日付けで承認通知を行いました。

することとし，指定管理者は，それぞれに掲げる額の範囲内において，あらかじめ市長の承認を得て定めるものとされる（「仕様書」６(7)オ）。 しかるに，指定管理者は，法人及び個人営業タクシー業者の駐車場に係る利用料金等について，事前に市長の承認を得る手続を行っていない。 ゆえに本市は，指定管理者をして，法人及び個人営業タクシー業者の駐車場に係る利用料金及び定期駐車券販売価格につき，市長の事前承認手続を徹底させるよう指導するべきである。	
観光企画課 第３　監査の結果（各施設） ５　高知市桂浜公園 (6)　監査の結果 ウ　自主事業実施の際の手続について 指定管理者は，管理施設の設置目的に合致し，かつ業務の実施を妨げない範囲において，自己の責任と費用により，自主事業を実施することができるところ，指定管理者が自主事業を実施する場合には，市に対して業務計画書を提出し，事前に市の承認を受ける必要がある（「基本協定書」第14条）。 しかるに，令和４年度中に提出された月別事業報告書によれば，例えば，商業施設リノベーション期間中の特設売店による販売（C棟）等，業務計画書の提出がなく，事前に市の承認を得ないまま実施した自主事業があった。 本市としては，指定管理者をして，基本協定書に基づき，自主事業について個別に，実施場所，実施時期，実施目的，実施内容及び収支などを記載した業務計画書を提出させ，事前に本市の承認を得させることを徹底するべきである。	観光企画課 第３　監査の結果（各施設） ５　高知市桂浜公園 (6)　監査の結果 ウ　自主事業実施の際の手続について 指定管理者が自主事業を実施する場合には，市に業務計画書を提出し，事前に市の承認を受けることを徹底するように，指定管理者に対して指導を行いました。
健康福祉総務課 第３　監査の結果（各施設） ６　高知市土佐山へき地診療所 (6)　監査の結果	健康福祉総務課 第３　監査の結果（各施設） ６　高知市土佐山へき地診療所 (6)　監査の結果

ア　年度別事業報告書に対する承認文書の作成について 年度協定書第６条第２項によれば，本市は，指定管理者から年度別事業報告書による報告があったときは，速やかにその内容を審査し，適当と認めたときは文書により承認を行うものとされている。 また，指定管理者は，当該承認を受けた事業報告書の指定管理料の額を確定額として，当初年度協定書で合意した指定管理料と当該確定額との差額を，本市へ返納しなければならないとされている（「年度協定書」第６条第３項）。 この点，指定管理者は，本市の文書による承認通知により，指定管理事業に要した支出額の適正性，返納すべき指定管理料の確定額及びその算定根拠を知ることが可能となる。 しかるに本市は，診療所の指定管理における年度別事業報告書に対する承認を文書により行っておらず，指定管理者に通知していないため，指定管理者は，本市が適正なものとして承認した指定管理料の額及び算定根拠等を知ることができない。 ゆえに本市においては，年度協定書に定められた文書による承認手続につき，その内容（承認文書の記載事項，指定管理者への通知時期，通知方法等）を今一度整理した上で，当該手続を遵守するべきである。	ア　年度別事業報告書に対する承認文書の作成について 高知市土佐山へき地診療所管理運営に関する年度協定書第６条第２項に基づき，令和５年度からは事業報告書に対する承認文書を作成し，指定管理者へ郵送で通知することといたしました。
土佐山地域振興課 第３　監査の結果（各施設） ７　オーベルジュ土佐山 (6)　監査の結果 ア　休館日決定の際の手続について 基本協定書によれば，指定管理者が，利用者へのサービス及び利便性の向上に必要と判断するときは，市長の承認を経て臨時に休業することができることとされている（「基本協定書」第10条）。 この点，ヒアリングによれば，休館日の決定は，指定管理者からの電話連絡により行われているとのことであり，市長の承認を経ていることは確認できなかった。	土佐山地域振興課 第３　監査の結果（各施設） ７　オーベルジュ土佐山 (6)　監査の結果 ア　休館日決定の際の手続について 休館日の変更に係る指定管理者からの承認願い及び市長の承認については，オーベルジュ土佐山管理運営に関する基本協定書第 10 条に基づき，書面で行うこととし，令和６年度からは事務手続を改めております。

本市は，指定管理者をして，休館日を設ける際は，休館日について承認申請書の提出をさせ，市長が承認したことを証する書面を作成する等，休館日決定の際の手続を書面により行うよう改善することが望ましい。	
土佐山地域振興課 第３　監査の結果（各施設） ７　オーベルジュ土佐山 (6)　監査の結果 エ　本館センター棟内のリバーサイドバーの再委託について 仕様書において，本館センター棟内のリバーサイドバーの運営に当たっては，一般財団法人夢産地とさやま開発公社（以下「とさやま開発公社」という。）に再委託し，連携しながら行うこととなっている（「仕様書」６(4)カ）。 この点，ヒアリングによれば，指定管理者は，当該仕様書の規定どおり，とさやま開発公社との間で，リバーサイドバーの運営の一環として，カフェ業務委託契約を締結していたところ，平成30年３月頃，とさやま開発公社から，運営人員を確保できないことを理由として，リバーサイドバーにおけるカフェの営業を休止したいとの申出を受けたため，同営業を休止した。 その後，指定管理者と，とさやま開発公社の間で，平成31年３月以降，リバーサイドバーでは，カフェの営業を簡素化したウェルカムサービス業務をとさやま開発公社が行う内容の覚書が締結されているものの，実際には，当該業務に従事する従業員は，指定管理者が雇用した従業員であり，当該業務に必要な仕入れもとさやま開発公社に代わって指定管理者が行っており，とさやま開発公社が主体となって当該業務を実施している実態はないことが確認された。にもかかわらず，上記覚書では，とさやま開発公社は当該ウェルカムサービス業務の売上の 75％（25％は販売手数料として指定管理者に支払う。）を取得できる建付けとなっている。	土佐山地域振興課 第３　監査の結果（各施設） ７　オーベルジュ土佐山 (6)　監査の結果 エ　本館センター棟内のリバーサイドバーの再委託について 指定管理者から，リバーサイドバーの運営については，本市が再委託先として指定している（一財）とさやま開発公社（以下本項中「公社」という。）の人員不足等が原因で，令和５年度からやむなく現在の体制となっているということを聞き取りました。 指定管理者と協議したところ，現在の体制では，公社はウエルカムドリンクの納入という形でカフェ業務に関与しているのみであり，指定管理者と公社双方合意の上で，本業務の対価としての金銭のやりとりは行われていないとのことであり，指定管理者として特に不都合，不利益は生じていないため，公社の人員不足が解消するまでは，このままの体制で業務継続していきたいとの意向でありました。 また，オーベルジュ土佐山は，地域住民が主導となって地元の資源を活用し，地域の振興を図る集落経営構想を基にオープンした施設であるため，本市としては，地元産業を担う公社との連携は必要であると考えており，公社を再委託先として指定することについての見直しは行わないことといたします。 一方，指定管理者と公社との間で締結している「オーベルジュ土佐山カフェ業務委託契約書に関する覚書」の定めと現在の状況が異なるため，覚書の内容変更

このような実態からすれば，指定管理者がとさやま開発公社との間で業務委託契約を継続する実益は乏しい。ゆえに本市としては，指定管理者をして，カフェ業務委託契約の解除等の適切な対応を検討させることが望ましい。 また，指定管理事業の一部を再委託することが義務付けられ，かつ業務委託先が制限される場合，上記のとおり，再委託先の事情により，指定管理事業の運営に支障が生じる場合がありうる。 ゆえに本市においては，指定管理者と協議の上，指定管理事業の再委託の義務付け及び再委託先の制限につき，オーベルジュ土佐山の設置目的及び用途を勘案した上で，その要否につき再度検討することが望ましい。	又は締結解消を依頼することといたします。
地域コミュニティ推進課 第３　監査の結果（各施設） ８　高知市市民活動サポートセンター (6)　監査の結果 ア　利用料金の申請及び承認について サポートセンターの利用料金は，指定管理者が，サポートセンター設置条例第 12 条第１項に規定する使用料の範囲において定めるものとされており（「基本協定書」第 13 条本文），利用料金の決定及び改定については，事前に本市の承認を受けるものとされている（「基本協定書」第 13 条ただし書）。 この点，当初の指定期間が終了し，新たに指定管理者を指定する際に，従来と同じ指定管理者が指定を受けた場合であっても，新たな指定期間に対応した契約関係を規律する基本協定書をあらためて締結するのであるから，利用料金の決定及び本市の承認については，その都度受ける必要があると考えられる。 しかるに，指定管理者へのヒアリングによれば，当該指定管理者が第４期に引き続いて，指定管理者の指定を受け，基本協定書を締結した第５期の指定期間が令和４年４月１日に開始するに当たり，利用料金	地域コミュニティ推進課 第３　監査の結果（各施設） ８　高知市市民活動サポートセンター (6)　監査の結果 ア　利用料金の申請及び承認について 高知市市民活動サポートセンター条例第 13 条第３項及び高知市市民活動サポートセンターの管理運営に関する基本協定書第 13 条に基づく利用料金承認手続を行っていなかったことから，令和７年３月１日に指定管理者から承認の申請を受け，令和７年３月 24 日に承認する旨の通知を行いました。 今後は，次期に指定管理者を指定する際の注意事項として紙媒体で引継ぎ，条例等に基づく適正な事務執行を徹底してまいります。

の決定について，事前に本市から利用料金の決定について承認を受けていないとのことであった。 本市は，新たな指定期間の開始に当たり，指定管理者に対して利用料金の決定を求める申請を促し，本市において利用料金の決定を承認する手続を行うべきである。 なお，基本協定書第13条ただし書において，当該手続を書面により行うべきであることは定められていないが，利用料金の決定を承認したことを明らかにするため，書面により当該手続を行うことが望ましい。	
文化振興課 第３　監査の結果（各施設） ９　高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について (2)　対象施設における指摘事項の対応状況 ア　文化プラザ (ｶ)　財産管理 a　備品の管理 (c)　備品の管理について 物品の確認は，備品一覧表とシールとの一致をみて確認するものである。長寿命化工事の際に物品の新規取得を多く行ったことによって，本市及び指定管理者による物品の確認，区分け，資産登録に時間を要していたとの理由があったとしても，シールの貼付けが間に合ってない中での実査には不確実性や確認漏れにつながるリスクがある。そのため，本市は物品取得に当たっては速やかにシールの発行，貼付を行い，実査の際に備品一覧表との突合が全てできる体制を指定管理者と協力して構築・維持すべきである。	文化振興課 第３　監査の結果（各施設） ９　高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について (2)　対象施設における指摘事項の対応状況 ア　文化プラザ (ｶ)　財産管理 a　備品の管理 (c)　備品の管理について 新たに取得した備品について，本市のシール発行に一部遅延がありましたが，御指摘の後，速やかにシールの発行を行い，指定管理者に対し，適切に貼付・管理を行うよう指示をし，それぞれ対応いただいております。 今後は，指定管理者が高知市文化プラザ指定管理者仕様書に基づく備品の保守管理業務を適切に行えるように，備品を新規取得した場合は速やかなシール発行を徹底してまいります。